

平成29年第12回茂原市教育委員会会議（10月定例会）日程

日 時：平成29年10月24日（火）15：00～
場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市文化財審議会への諮問について

（報告事項）

- 1 茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱の報告について
- 2 平成29年度茂原市教育功労者表彰式について
- 3 行事の共催、後援及び協賛について
- 4 平成29年第13回（11月定例会）、第14回（12月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 5 その他

4 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号及び議案第2号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成29年第12回（定例会）

1 期日 平成29年10月24日（火）

開会 午後3時00分

閉会 午後3時35分

2 場所 茂原市役所9階会議室

3 出席委員

教育長	内田 達也
教育長職務代理者	齋藤 晟
委 員	安藤 明子
委 員	高貫 裕一郎
委 員	高仲 輝夫

4 出席職員

教育部長	豊田 実
教育部次長（教育総務課長）	久我 健司
学校教育課長	鈴木 明
生涯学習課長	長谷川 伊智郎
体育課長	古山 茂成
中央公民館長	内山 千里
美術館・郷土資料館長	津田 芳男
東部台文化会館長	渡辺 健司
学校教育課主幹	平井 仁
教育総務課長補佐	川崎 弘道
教育総務課総務係長	東間 諭

5 署名人の指定

委 員	高貫 裕一郎
委 員	安藤 明子

6 傍聴人

6名

内田教育長 : ただいまから、平成29年第12回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高貫委員」と「安藤委員」を指定いたします。

なお、本日の会議には、新規採用の小学校の先生6名に出席いただいております。後ほど、職場における近況、課題等について、お話をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします

これより会議事項に入ります。本日は、議案が2件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

豊田教育部長 : 議案第1号「茂原市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市役所本納支所と茂原市本納公民館の複合施設建設により、本納公民館の位置の変更及び使用料の改正、また、本納公民館新治分館の廃止に伴い、所要の改正を行うものでございます。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。下線が改正箇所となります。まず、第3条において、本納公民館の位置を変更し、新治分館の廃止により第4条を削除いたします。また、3ページと4ページの公民館使用料の表でございますが、本納公民館の使用料を改正し、新治分館の使用料を削除いたしました。なお、第10条で規定する使用料については、市民サービスの向上を図るため、新たに還付に関する規定を設けるものでございます。

この他の改正部分につきましては、制度の運用上、適切な表現に改めるものでございます。また、この条例は、平成30年4月1日からの施行となります。

以上、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

- : それでは議案第1号について質疑をお願いします。
- : 公民館を利用しようとする際に、一般の方が見るための利用規約のようなものというはあるのでしょうか。
- : 一般の方が公民館を利用していただく場合には、市のウェブページを見ていただければ利用に関する規定や利用料金を確認することができます。公民館のパンフレットなどは今のところはございません。
- : 私もここに来る前に市のウェブページで利用規約があるのかと思って調べさせていただいたのですが、ちょっと分からなかったので伺いました。

例えば、こういう人たちは利用にそぐわないとか、こういう人たちは利用してはいけないというのがあると思うのですが、一般の方がすぐ目にしやすい、こういうことでは利用が出来ないという規定のようなものが今後あったら良いのではないかなと思います。

- : 市のウェブページには出ているということですか。
- : 使用料とか区割りは出ているのですが、こういう趣旨で使用するのは良いとか、こういう趣旨で使用するのはいけないとか、そういうものが分かりづらいので、例えば、営利を目的としてそこで商売をしようとしたときに使えるのかといったときにそういうのが分かる方が良いのかなと思います。
- : 公民館の利用につきましては、社会教育法の23条により、営利活動、政党の活動、宗教活動等の使用では規定が定められております。今後、市のウェブページにそれらを分かりやすく載せるよう検討したいと思います。

- : よろしくお願ひします。
- : 他にありますでしょうか。
- : 中央公民館は、市民会館と同時期に建てられたと思います。そんな中で、市民会館は今回新しくしなくてはいけないと、今後、閉館の方向付けがされておりますが、公民館についてはその辺の話は出でていませんか。いかがでしょうか。
- : 公共施設の建設等につきましては、企画政策課で市民会館を含めた、公民館も考えた複合施設ということで話が進んでいるのですが、現在、市民会館の複合施設の関係では、基本構想を今年度策定するということで進められておりますので、その中で公民館の施設をどうしようかというの、今後決められていくのではないかと思います。

- : 公共施設につきましては、公共施設等総合管理計画の中で、新しく施設を建てる場合には、複合化も視野に入れるというふうに謳っております。要は、一つの目的のためにいらっしゃるお客様だけではその公共施設が賑わいの場にならない、それを改善するのが大きな目標になりますけれども、今、中央公民館長から話がありましたら、市民会館につきましては、市長も何度か広報もばらに記載しております。そして、市長のマニフェストにも謳われておりますが、非常に財政的な面も含めて非常に市長自身が悩んでいるところがあるのは皆さんご承知おきのところでございます。企画政策課の中では、複合化、そして造った場合にどの位のものをを目指すのか。それから、複合化と言っても単純に中央公民館なのか、それ以外の施設なのか、商業施設、民間施設を入れるのか、そういうところも多角的に検討する基本構想を今年度末というところを目指しているところで、建設の時期というのはまだまだ全く分かりませんが、新たにもし市民会館を建てる場合の市民会館の有りようについてを今練っているところで

内田教育長
高貴委員

内山
中央公民館長
高貴委員

内田教育長
高貴委員

内山
中央公民館長

高貴委員
内田教育長
齋藤委員

内山
中央公民館長

久我
教育部次長

- ご理解をお願いします。
- 齊藤委員 ということは、市会議の竹本議員が委員長を務めている特別委員会がそれを今審議しているということですか。
- 久我 教育部次長 竹本市議会議員が委員長を務めているのは、市民会館の建設検討特別委員会というものを市議会の中で設置をしまして、現在のところ第1回の会合をしているところでございます。スタートラインに立ったという状態ですので、これからその特別委員会が最終決定を下すのかどうか、そこまでは全く今のところ明らかにされてはおりません。建設場所とか、建設の在り方などについて、提言なり、側面から意見を言うという立ち位置ではなかろうかと理解しております。
- 齊藤委員 分かりました。ありがとうございます。
- 豊田教育部長 中央公民館については、確かに市民会館と同じく老朽化しているのですけれども、建築基準法によって市民会館の吊り天井を修理しなくてはいけないというところがあったので、平成31年3月で閉館することにしました。
- 齊藤委員 公民館にはそれがないということですね。
- 豊田教育部長 そういうことです。お願いします。
- 齊藤委員 はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 他にありますでしょうか。
- 安藤委員 この新旧対照表で、第8条、第9条では「館長は」というところが「教育委員会は」と変わっていると思うのですが、第10条のところで「市長は」というのが入っているのですけれども、これはどうして「市長は」というのが入ってきてているのでしょうか。教えてください。
- 内山 中央公民館長 使用料の徴収及び減免等に関するることは、教育委員会に対する委任事務となっておりますので、条例の表記を「市長」と改正いたしました。
- 安藤委員 例えば、減免の申請とか、書類上何かを提出するときに宛名は市長ということになるのでしょうか。
- 内山 使用料の徴収、減免等に関する事務ですので、納付書等には市長と入っております。
- 内田教育長 よろしいですか。
- 久我 教育部次長 まず第8条、第9条の「館長」を「教育委員会」に直したものについては、誤りであった訳ではないのですが、教育委員会で管理を任せられている他の公の施設と表現をやはり一緒にすべきだという判断をして教育委員会に直しました。
- 内田教育長 第10条につきましては、本来であれば、予算の設定権、徴収というものは教育委員会ではできず、市長が行うべきものです。それであるがために、使用料を設定できるのは市長になります。そのために明確に直したことです。今まで間違っていたのかと言いますと、市長が教育委員会に委任する事務の規則というものが別に定めてございますので、市長が使用料を定めて、その徴収及び減免を教育委員会に任せてはあったのですが、ただ、条例・規則の形としては、本来あるべき姿は市長ではないかということで、再度、市の条例・規則の審査をしている総務課と協議をして、そこは本来は市長にすべきだったのではないかといったところで今回改正をさせていただきました。
- 内田教育長 よろしいでしょうか。
- 安藤委員 ありがとうございます。
- 内田教育長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 各委員 それではなければ、議案第1号について採決に入ります。
- 内田教育長 議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。
- 各委員 異議なし。
- 内田教育長 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- 各委員 次に、議案第2号「茂原市文化財審議会への諮問について」説明をお願いします。
- 豊田教育部長 議案第2号「茂原市文化財審議会への諮問について」ご説明申し上げます。
- 豊田教育部長 現在、茂原市文化財の指定に向けて検討しております文化財は、2件でございます。
- 豊田教育部長 1件目は、茂原市立美術館・郷土資料館に収蔵しております「旧石倉家文書」でございます。明治から大正時代にかけて活躍した文豪徳富蘆花(とくともろか)の代表作の一つであります「みみずのたはこと」の一節「梅一輪」に関連する

史料で、参考資料1の10ページから14ページの一覧にございますように、主人公のお馨(けい)さんこと石倉よしの書簡など76点が現存しております。今後、市の指定史跡となっている「お馨さんの墓」と合わせて、徳富蘆花ゆかりの地として後世に伝えていきたいと考えております。

続きまして2件目でございますが、「長尾宝泉寺(ほうせんじ)の磨崖仏(まがいぶつ)及び扁額(へんがく)」でございます。参考資料2の写真をご覧ください。まず、上の写真の磨崖仏についてでございますが、製作年代は不明ですが、既に市の指定文化財となっている江戸時代後期に製作された光福寺の磨崖仏よりもかなり古いものと考えられ、市内で2例目となる貴重な文化財でございます。

また、下の写真でございますが、磨崖仏のあるお堂の中に、延享三年(1746年)に奉納された「南無妙法蓮華經 不動明王」と刻まれた扁額があります。「南無妙法蓮華經」は日蓮宗のお題目で、不動明王は真言宗の信仰と考えられます。両者が一緒に刻まれた扁額は、他の寺院では見られない珍しいものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

内田教育長
齋藤委員

津田美術館・
郷土資料館長

齋藤委員
津田美術館・
郷土資料館長
齋藤委員
内田教育長
齋藤委員

長谷川
生涯学習課長
齋藤委員

長谷川
生涯学習課長
齋藤委員
内田教育長

各委員
内田教育長

長谷川
生涯学習課長

内田教育長
齋藤委員

長谷川

： それでは議案第2号について質疑をお願いします。

： 妙楽寺のお馨さんのお墓が市の指定史跡になったのはいつでしょうか。それから、お墓と古文書がなぜ同一の時期に指定にならなかったのでしょうか。

： お馨さんのお墓については、昭和52年に市の指定史跡となっています。また、古文書が見つかった時期とズレがあるために同一の時期に指定とはなっておりません。

： いつ頃に見つかったのですか。

： 調査されましたのが、もう少し後になります。詳しい資料が手元に無くて明確にお答え出来ず申し訳ありません。

： 結構です。ありがとうございます。

： 他にありますでしょうか。

： もう一つよろしいですか。この宝泉寺の磨崖仏は、私も見たことがあるのですが、相当風化しています。このままだと1、2年で何も見えなくなってしまうような状態ですけど、何か手を加えるということは考えていないのですか。ただ市の文化財の指定となっただけですか。

： 確かにだいぶ崩れてきたということは承知しておりますが、今のところ現況のままということで考えております。

： 要するに、中にあまり風が通らないように周りを保護するとか、そういうことも一切ないのですか。現況のままですか。

： 今のところはそのように考えております。

： そうですか。分かりました。

： 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

： それではなければ、議案第2号について採決に入ります。

： 議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

： 異議なし。

： 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、報告事項に入ります。

： 報告事項1「茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱の報告について」説明をお願いします。

： 報告事項1「茂原市放課後子どもプラン運営委員の委嘱の報告について」ご説明をいたします。

本件は、選出区分、社会教育関係者から委嘱しておりました小倉稔委員の辞職に伴い、新たに茂原市長が平成29年10月1日付で南館尚氏を委嘱したことを報告するものです。任期につきましては、平成30年5月31日までとなります。

以上、ご報告申し上げます。

： それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。

： 小倉委員は、生涯学習課の生涯学習推進協議会の会長も務めていて、これも代わっていますが、何かあったのですか。

： 長い間この生涯学習推進協議会の会長を務めていただきまして、ご本人から

- 生涯学習課長 そろそろ後任に譲りたいということで、辞意の表明がございましたので、交代をいたしました。
- それから、生涯学習推進協議会でございますが、こちらの任期につきましては平成29年5月1日からでございまして、実は小倉稔委員は平成29年4月30日までで辞職いただきました。その間、会議が開催されませんでしたので、9月に会議を行いまして、新たな会長を南館委員に選出いたしましたために、10月1日の交代ということになりました。
- 齋藤委員 はい、ありがとうございます。
- 内田教育長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 久我 教育部次長 それでは次に、報告事項2「平成29年度茂原市教育功労者表彰式について」説明をお願いします。
- 「平成29年度茂原市教育功労者表彰式について」ご説明申し上げます。
- お手元の資料になりますが、表彰式につきましては、例年どおり11月3日金曜日に市役所5階の会議室におきまして実施いたします。表彰式当日ですが、教育委員の皆様は9時45分までに庁舎1階の東側入口で受付をしていただき、開会までは1階の控室でお待ちいただくこととなります。表彰式は10時に開会となり、お手元の資料にありますように進めてまいります。開式のことばは、齋藤委員にお願いいたします。それ以降は、この記載の通りでございます。
- また、当日は産業まつりが市庁舎前の市民会館駐車場で開催されます。開会が10時ということで、来賓の方が複数、教育功労者表彰式と重なっております。田中市長、鈴木市議会議長など産業まつりのセレモニーが終わり、10時30分頃に功労者表彰式に到着予定となっております。
- その当日のスケジュール7番にありますように、今年度はヴァイオリニストの加藤玲名さんの記念演奏を表彰式の最後に実施する予定となっております。また、午後には、教育委員の皆様は文化祭の巡回をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。
- 以上でございます。
- 内田教育長 それでは教育功労表彰式について、何かご質問等ありましたらお願ひいたします。
- 高貫委員 今回、記念演奏があるので、会議室ではなくて、もう少し音が良く聴こえそうなところで開催していただくと良かったなという意見です。もし、次年度もこういうことがあれば検討していただければと思います。
- 久我 教育部次長 市民室で開催できれば非常に良かったところなのですが、文化祭や産業まつりとの兼ね合いで、こちらの記念演奏が決まったのも後になってしましましたので、気が回らずに大変申し訳なかったのですが、次年度この記念演奏が引き続き実施されるかどうかというのは早々に決められませんが、うまく調整を図りながら事前予約に努めてまいります。
- 内田教育長 よろしいでしょうか。
- 高貫委員 はい。
- 久我 教育部次長 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- それでは次に、報告事項3「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 内田教育長 平成29年9月に教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事についてのご報告でございます。
- 「共催」については学校教育課で2件、美術館・郷土資料館で1件、「後援」につきましては体育課で3件、生涯学習課で2件、学校教育課と美術館・郷土資料館でそれぞれ1件、「協賛」については生涯学習課で1件ございました。合計で11件の共催、後援又は協賛を決定いたしました。
- 以上でございます。
- 内田教育長 それでは報告事項3について、何かご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 久我 教育部次長 それでは次に、報告事項4「平成29年第13回(11月定例会)、第14回(12月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 内田教育長 それでは報告事項4の資料をご覧ください。
- 久我 教育部次長 11月の第13回定例会につきましては、11月22日水曜日の午後3時から、12月の

第14回定例会につきましては、12月20日水曜日の午後3時から、いずれもこの9階の会議室で執り行います。

内田教育長

よろしくお願ひいたします。

: それでは教育委員会会議の日程について、よろしいでしょうか。

それでは会議日程については、そのようにお願ひいたします。

その他報告がありましたら、お願ひいたします。

久我
教育部次長

: まず、台風の件でございます。台風につきましては、事業に影響を及ぼすような大規模な被害はございませんでしたが、例えば、鶴枝小学校の体育館入口の街灯が根元から倒壊してしまいました。また、東部小学校と茂原中学校では倒木がありました。その他雨漏りも多数ありましたし、プールの日よけの布が剥がれてしまったりなど、多く発生してございます。ただ、相当なお金がかかることに影響するものは今のところございません。財政当局ともすでに打ち合わせに入っていますし、現場も細かく見ているところでございます。

次に、学校再編に関する審議会でございます。ご連絡が遅くなつて申し訳ございませんが、11月8日の18時よりこの会議室におきまして、第6回の学校再編審議会が開催されます。また、第5回の審議会の中で、これからはPTAにもいろいろと話を聴いていきますというお話をした中で、10月21日の土曜日から本納小学校を皮切りに、本日は二宮小学校のPTA、今度の金曜日に新治小学校のPTA、11月25日には緑ヶ丘小学校のPTAということで、現段階で優先順位として出している4つの小学校のPTAを対象に意見交換会を実施してまいります。報告が遅くなり、申し訳ございませんでした。以上でございます。

: それでは今の報告について、何かご質問等がありますでしょうか。

: 敢えて一つ言わせていただきます。学校再編ですが、この間も審議会を傍聴させていただきました。何とか適正規模を満たすように取り組んでください。その一言です。お願ひします。

: 他にありますでしょうか。よろしいですか。

それではなければ、以上で第12回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年11月22日

教 育 長

内田 達也

署名委員

高貫 裕一郎

署名委員

安藤 明子